# 12月は、町道民税 第4期 国民健康保険税 第7期の納付月です

# <sub>納付期限は</sub>平成26年1月6日(月

口座振替をご利用の方は、引落口座の残高のご確認をお願いいたします。

問い合わせ先 住民企画課 税務収納グループ 276-2151 税務担当(内線220・221) 収納担当(内線218)



# 12月は道税の滞納整理強化月間です

オホーツク総合振興局では、12月を「滞納整理 強化月間」として道税の滞納整理を強化し取り組 んでいます。

12月は、自動車税、個人事業税及び不動産取得 税などの道税全てについて滞納整理を進めること としており、給与や預貯金などの財産差押えを行 います。

まだ、納税がお済みでない方は大至急納税して ください。納税についてのご相談は、オホーツク 総合振興局税務課納税係へお願いします。

道税の納税には、手続きが簡単で便利な口座振 替がご利用できます。

問い合わせ先 オホーツク総合振興局税務課納税係 ☎0152-41-0616(直通)

<オホーツク総合振興局税務課ホームページ> http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/zim/

# 平成25年度 自衛官等募集案内

募集種目		応募資格	受付期間	試験期日(1次)
自衛官候補生	男子	18歳以上 27歳未満	年間を通じて 行っています	12月7日 (土) 8日 (日 )
高等工科学校生徒	推薦	15歳以上 中卒(見込含) 17歳未満	11月1日(金) ~12月6日(金)	平成26年1月11 日~13日のいず れか1日を指定
	一般	中卒(見込含) 17歳未満	11月1日(金) ~平成26年 1月10日(金)	平成26年 1月18日(土)

問い合わせ先

車線【津別

上里

津別発上里行

午後4時00分 午前7時00分

自衛隊北見地域事務所 ☎0157 - 23 - 6826

12月27日

ナビダイヤル **☎**0570 - 045818 (携帯電話)

募集コールセンター(受付時間:12時~20時)

フリーダイヤル ☎0120 - 063792

# 学校の冬休み期間中のまちバスの運行について

7

76

6

北口前発本岐保育所前行 午後 4 時 50 分 午後 4 時 29分 11分 本岐保育所前】

|又線【本岐保育所前 北口前

午 午 後 2 年 時 時 時 35 25 35

津別発栄行 根線【津別 午後 4 時 00 分 午前 7 時 10 分 午後 4 時 30 分 津別

従来どおり月~ 土曜日の運行となります。

| 又線) します。 学校が冬休み中の期間は、 通常の発車時刻と変更ありません。 金曜日のみとなりますのでお知らは、まちバス (上里線・恩根線・ 左記のとおりです。

# 障がい者控除対象者認定書

障がい者控除とは 本人または扶養親族が障がい者に該当する場合、確定申告などにより障がい者控除とし て所得税や住民税の所得控除を受けることができます。

障がい者控除対象者認定書について 障がい者控除の対象となる方は、身体障がい者手帳や療育手帳等 の交付を受けている方ですが、手帳の交付を受けられない方でも、要支援・要介護認定を受けている65歳以上の方 で「身体の障がいまたは認知症の状態が障がい者に準ずると町長が認定した方」には、申告をすることで障がい者 控除を受けることができる「障がい者控除対象者認定書」を交付します。

この障がい者控除の適用を受けようとする場合には、介護保険の認定調査票や主治医意見書などの要介護認定資 料の記載内容を確認しますので、介護保険担当へ申請してください。

要介護認定を受けている方でも障がい者控除の対象にならない場合があります。また、本人及び扶養親族の所得 税や住民税が非課税の場合は、該当になりません。

介護認定の判定区分に変更が生じた場合には、再度、申請が必要となります。

	認定内容	認 定 基 準
障がい者	知的障がい者(軽度・中度)に準ずる	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱ」に該当
控除対象者	身体障がい者(3級~6級)に準ずる	障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が「A」に該当する
特別障がい者	知的障がい者(重度)に準ずる	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅲ」から「M」に該当
控除対象者	身体障がい者(1級・2級)に準ずる	障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が「B」及び「C」に該当する

保健福祉課 介護福祉グループ ☎76 - 2151 (内線230) 問い合わせ先

# 津別町 人づくり・まちづくり活動支援事業募集のお知らせ

平成25年度 3回目

町では、『津別町人づくり・まちづくり活動支援事業』として、産業、福祉、芸術文 化、スポーツ、コミュニティー活動など様々な分野で地域の活性化を図ることを目的に、 まちづくりのリーダーの育成及び町民の自主的なまちづくり活動を支援しています。

集期間 平成25年12月2日(月)~平成26年1月10日(金)

業 化 食 対

人づくり活動支援事業 (町民が国内外で研修する事業)

補助額…補助対象経費の1/2以内(限度額 国内8万円、国外20万円)

まちづくり活動支援事業(町内の団体が既存の活動の拡充となる自主的なまちづくり活動を行う事業) 補助額…補助対象経費の総額以内(限度額100万円、下限額5万円)

事業の承認

申請者は、必要書類提出後、審査会において審査委員に事業概要等を説明していただきます(プレゼン テーション)。そこでの審査の結果、事業が採択されます。

## 参考(過去に採択された事業)

- ・森林セラピスト資格認定講習会(人づくり事業・H23年度)/・エコタウン先進事例調査(人づくり事業・H23年度)
- ・有機酪農先進地視察研修事業 (人づくり事業・H23年度) /・全道SRUニュージーランド先進地視察(人づくり事業・H23年度)
- ・ビス・グロー(まちづくり事業・H23年度)/・台湾二水郷視察研修事業(人づくり事業・H24年度)
- ・林業先進地視察 ( 林業in静岡 ) ( 人づくり事業・H24年度 ) /・津別町玉葱振興会青年部 道外視察研修 ( 人づくり事業・H24年度 )
- ・津別町ラグビーチームサポータークラブ視察研修(人づくり事業・H24年度)/・ビストロGROW(BISGROW)(まちづくり事業・H24年度) ・先進地視察研修ニュージランド (人づくり事業・H25年度) /・ウィルダネスファーストエイド野外、災害救急法 (人づくり事業・H25年度)

申請及び問い合わせ先 住民企画課 住民企画グループ **☎7**6 - 2151 (内線215)